

国民健康保険に加入している皆さんへ 8月は保険証の更新月です

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(月)までです。

新しい保険証を7月下旬までに郵送(特定記録)します。保険証はカードタイプで、ひとりずつ持っていていただくことになります。

8月1日以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

	こんな場合	届出に必要なもの
入国保 るに	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被保険者でなくなった証明書
や国保 るを	職場の健康保険に加入した	国保と職場の両方の保険証 (職場の保険証が未交付の場合は加入証明)
	職場の健康保険の被扶養者になった	

届出には窓口に来られた方の本人確認ができるものが必要です。

※国民健康保険から他の健康保険に加入した場合

国民健康保険は、他の健康保険に加入しても、自動で喪失はしません。

国民健康保険からの切り替えには、役場で手続きが必要です。**手続きをしないままですと、国民健康保険税の支払いが続くことになります。**上記の届出に必要なものをご持参のうえ、役場の窓口で手続きを行ってください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月31日(月)までです。

医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯が対象)」を提示すれば、医療機関の窓口での負担が限度額までとなります。あらかじめ国保担当窓口にて認定証の交付申請をしてください。(申請月より前の月に遡っての申請はできませんのでご注意ください)

有効期限は申請月の初日(国保加入月の場合は資格取得日)から初めて到来する7月末までです。

現在限度額認定証をお持ちの方には、7月中に更新のお知らせをお送りします。8月以降も必要な方は、更新申請してください。(国保税の滞納がある場合は限度額認定証の発行はできません)

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当:小林・坂口・山本
電話(0868)54-2025 FAX(0868)54-2891

国民年金保険料免除等の申請について

保険料の未納がある状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料納付が困難な場合には、申請をすれば納付の免除・猶予が審査される「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満の方)」があります。

令和5年度の免除等の申請は7月3日から受付し、令和5年7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

納付の免除・猶予が承認された期間は、年金受給資格期間に算入されます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度ご相談ください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2360
鏡野町住民税務課 国民年金係 担当:福島 電話(0868)54-2985